

# 2月の事務

ごよみ

## 経理 ● 税務

### ● 年度末までの資金計画（資金繰り）の再確認

- 3月決算法人の決算と申告の準備  
3月決算法人では、遅くとも2月中には決算の仮締めを行ないます。

経理としては、年度末までの数字を正確に見込むとともに、事前に経営トップの意向を確認し、今期の決算政策について十分に検討しましょう。そこで確定させた決算政策に基づき、決算調整を行ないます。

また、スムーズに決算業務を進めるには、営業や製造など他部門の協力を得ることが不可欠となります。

そこで、関係部署に対して、具体的に決算期日までの日程表、実地棚卸の要領や業務点検表などを作成して配付し、必要な手続きや作業を確實に行ないます。時間に余裕をもつて取り組み、ミスやモレをなくしましよう。

新型コロナウイルス感染症の影響による特例措置も講じられていますので、正確な情報を入手して決算に臨む必要があります。

18ページでは、決算作業をスムーズに進めるポイントと、今期の対策について解説しています。

### ● 固定資産税第4期分の納付

年初から春先にかけての資金計画（資金繰り）を改めて見直します。特に3月決算法人では、仮締めをすることによって、納税など決算に必要な資金額がみえてきます。

また、取引先等に交渉するなどして、貸付金や売掛金、立替金といった仮勘定を期日までに精算することも、資金繰りの改善につながります。

資金不足が予想される場合には、金融機関に借入れを申し込むなど、早めに手当てをしておきましょう。

● 新事業年度の利益計画の立案  
3月決算法人では、決算の準備とともに新事業年度の経営計画づくりに着手します。

今年度の実績見込みをふまえて、来期の人員費、設備機器・資産の維持・修繕費や新規更新の見込みといった大きな費用から、材料費、備品購入費、旅費・交通費、水道光熱費など細かい支出まで、具体的に計画を立てる必要があります。

コロナ禍で売上高が減少している企業は少なくありませんが、コロナ前からの課題とコロナ禍での課題を明確に切り分けて慎重に分析し、新事業年度の計画を検討したいものです。

### 2月は、固定資産税（特定の市町村では都市計画税も含まれます）第4期分の納付月です。

各市町村から送られてきた納税通知書の税額・期日を確認し、指定日までに納付しましょう。

### ● 2022年分の確定申告の受付開始

2022年分の所得税・個人住民税の確定申告の受付期間は、2月16日から3月15日までです。

給与所得者であっても昨年末に年末調整を受けなかった人、2022年中の給与収入が2000万円を超える人、一定額以上の副収入がある人、2か所以上の会社から給与の支払いを受けている人などは確定申告が必要となります。

また、確定申告の必要がない人でも、一定額以上の医療費を支払ったり、ローンを利用して住宅の取得や増改築をしたり、自然災害（地震、風水害、雪害等）や盗難などで資産に損害を被った場合には、還付申告をすることで、税金が戻ってくるケースがあります。

この還付申告は、2月16日より前の時期でも受け付けてもらえます。税務署が比較的空いていますから、該当社員から相談された場合には、アドバイ

# February

スするといでしよう（還付申告ができる期間は、税金を納め過ぎた年の翌年）。

なお、ことしも新型コロナ感染症防止の観点から、各税務署で入場整理券が必要になると考えられるので、注意が必要です。

また、通常税務署は日曜日は休業日ですが、2月19日、26日に限り一部の税務署で確定申告の相談、申告書の受付を行なうようです。

令和3年度には、所得税の申告の際、e-Taxを利用した件数が占める割合は6割近くとなっています。コロナ禍のいま、該当する社員に提案してみてはいかがでしょう。

詳しく述べ、国税庁のホームページ(<https://www.ntago.jp/>)で確認してください。

## 人事●労務

### ●新入社員の受け入れ準備

4月に新卒の新入社員を迎える企業では、2月中には最終的な入社の意思確認を行ないたいところです。

入社意思を確認できた内定者に対しては、ビジネスマナーに関する教材や

社内報を送ったり、入社前研修を実施するなど、定期的にフォローすることが大切です。教育的な効果だけではなく、積極的に迎え入れたいという自社の姿勢のアピールにもなります。

また、スケジュールの合う学生には研修を兼ねた短期間のアルバイトで、仕事や会社の雰囲気に慣れてもらうのも1つの方法です。

自社工場などがある場合には、見学の機会をつくってもよいでしょう。その際は、感染症対策も十分に施しておこうことが重要です。

このほか、新入社員の受け入れ準備としては、次のようなものがあります。

- ① 入社日の通知と、出社すべき場所・時間・服装・持参する書類（卒業証明書、身元保証書、誓約書、年金手帳）などの指示
- ② ロッカーや、事務机、制服・作業服などの手配
- ③ 新入社員教育を予定している場合は、日程の確認、教材・機器などの準備、場所・講師の選定と確保
- ④ 社員寮・社宅制度がある場合は、入居意思の確認と物件の手配

協会、商工会・商工会議所、同業組合、銀行の経営相談所、各種雑誌・新聞などから賃上げ情報を集めます。

関連資料・データを入手したら、3月にかけて賃上げ原資の総額、個別配分などを具体的に詰めていきます。

賃上げの検討とあわせて、自社の賃金制度の問題点や改善点を見極めるこ

とも大切です。人員構成、賃金体系、

人件費コストなど、様々な角度から検討したいところです。

#### ●人員・人件費計画と人事異動の検討

4月から新年度入りする企業では、来期の経営計画や利益計画を立案しなければなりません。それに伴って、人事部門でも来期の人員計画や人件費計画を策定する必要があります。

人件費は、最も重要なコストの1つですから、経営トップの方針をふまえて、可能な限り綿密な計画を立てることが肝要です。

また、人員・人件費計画を受けて4月に人事異動や組織変更を実施する企業では、具体的な検討に入る時期です。現場の意向も反映しながら、人事部門で素案づくりを進めましょう。

#### ●じん肺健康管理実施状況報告

事業者は、じん肺にかかる危険性のある「粉じん作業」に従事している（もしくは従事していた）社員がいる

場合、定期的にその健康管理について報告する義務があります。

毎年12月31日現在のじん肺に関する健康診断の実施状況について、事業場の所在地を管轄する労働基準監督署に報告します。書面だけでなく、電子申請での手続きも可能です。ことしの報告期限は2月28日です。

## 総務●法務

#### ●情報管理体制のチェック

2月1日から3月18日は「サイバーセキュリティ月間」です。この時期は、情報セキュリティに関する様々な情報提供が行なわれます。

また、内閣サイバーセキュリティセンター (<https://www.nisc.go.jp/>) では、情報セキュリティの基本を学べる教材を公開しています。

#### ●新事業年度の業務計画の確認

新事業年度の計画の立案に際し、総務・庶務部門では、経営計画等に影響リスクを評価し、脅威に対応してポリシーと対応計画を策定すること、社員に情報セキュリティ対策を学ばせることを、企業に対して要請しています。

不審なメールによる情報漏えいや個人情報の流出など、企業の存亡に係わるトラブルに巻き込まれる可能性もある

安心してネットワークを利用できるよう、適切な情報管理を行なうための従業員教育や体制づくりを進めましょう。

常に新しいリスクや脅威が発生していますので、定期的に見直しと対策を行なうことが重要です。

#### ●防火体制のチェック

3月1日から7日まで、「春の全国火災予防運動」が実施されます（時期をずらしている自治体もあります）。

空気が乾燥する冬季は、火災発生のリスクが高くなります。社員には火気の扱いについてあらためて注意を促しましょう。

火災が発生しないように予防することで、また、発生した場合の連絡体制・避難経路などを確認しておくことが大切です。

新事業年度の計画の立案に際し、総務・庶務部門では、経営計画等に影響を与える業務をチェックします。たとえば、テレワーク用にパソコンを従業員に貸与するなど、多額の予算を要する事項について、あらかじめ利益計画などに盛り込むよう関係部門に進言します。

総務・庶務部門では、より細かな業

# February



## 民族の音楽 ゴスペル

アフリカから米国南部に連れてこられた奴隸たちは自らの文化を奪われたが、キリスト教による救いを求

めて歌い始めたのが黒人靈歌だ。「コール&レスポンス」などを特徴とし、足踏みや手拍子と共にリズミックに歌われる。これが、ブルースやジャズなどの影響を受けてゴスペルへと発展した。(切絵・文=前田尋)

務計画へ落とし込みをします。

### ●備品や事務機器の補充・廃棄

年度替わりに、一括して備品や事務機器などの補充・更新をする企業は多いでしょう。

社員や各部署の要望をとりまとめて購入品をリストアップし、廃棄やリサイクル処分を手配するなど、ゆとりをもって準備を進めましょう。

### ●社内の各種規程の見直し

年度ごとに社内の各種規程の見直しを行なっている企業では、2月末には見直し作業に取りかかります。

産休・育休についてなど、法律が改正されたケースもあります。改定の必要性、対象・範囲、制度の内容などを、あらためてチェックしましょう。

### 来月の計画を立てるために

▽2022年分の贈与税・所得税・個人住民税の確定申告・納付期限です  
(3月15日まで)

▽4月に定期昇給やベースアップを実施する企業では、検討に入ります

▽新卒の新入社員の受入体制をチェックします

▽退職や転勤など人事異動が多い時期です。異動に伴う法定事務や社内業務の引継ぎなどを、モレなく確実に行なう必要があります